

【議会報告会】

○路上喫煙の禁止に関する条例を制定して喫煙所をつくるのはいいことだが、喫煙できる市内の飲食店はまだまだ多い。オリンピックに向け、国では全面禁煙化の議論もあるが、本市が先駆けて店側に働きかけるなどして飲食店等での全面禁煙を早期に進めてほしい。

⇒議員 県内で同趣旨の条例が制定されているのは本市を含めた 2 市のみであり、罰則規定を設けたのは本市が県内初であることから、今回の条例制定はまず第一歩と考える。民間が所有する店内での分煙・禁煙はオーナーの意向によるため、行政側がどこまで踏み込めるのかという点で非常に難しい問題であるが、まだまだ喫煙に対する環境整備は遅れており、課題と認識している。

○近鉄四日市駅南北駐輪場の指定管理者の指定に関し、応募のあった 3 者の中から、誰が評価点をつけて指定管理者の候補者を選定したのか。また、議会はどのように関わっているのか。

⇒議員 市が選んだ委員により構成される指定管理者選定委員会が候補者を審査・選定し、その際の評価として点数化された審査結果が公表されており、候補者の選定に議会は関わっていない。同委員会での選定を受けて、指定管理者を指定する議案について議会在審議し、議決を経て指定管理者が指定されることとなる。

○指定管理者選定委員会の委員には、どのような人が選ばれるのか。

⇒議員 指定管理者を指定しようとする施設の種別に応じて、市が市民や関係する学識経験者から委員を決める。

【シティ・ミーティング】

《テーマ：市民が暮らしやすい中心市街地のまちづくりについて》

○路線バスの運賃が非常に高い。市内であればもっと低額で利用できるような方策を検討しないと、公共交通の維持・促進を図ることは難しいと考える。

⇒議員 ご意見を今後の参考として、議会や行政に何ができるのか、また、民間企業の経

営に関してどこまで意見できるのかを考えていきたい。

○事業系ごみの適正回収・処理は以前より進んでいるものの、特に近鉄四日市駅北側周辺については、各事業者に費用負担を求めて、より一層取り組みを進めていく必要がある。

⇒議員 現在、事業系ごみの処理費用は各事業者が負担してもらう仕組みとなっている。

収集場所を適正に管理したり、ごみを捨てる人のマナー向上の取り組みが課題である  
と考える。

⇒議員 飲食店ごとに個別の容器にごみを入れて出すように改善してから、カラスの数は  
かなり減ってきている。

○段差によって移動しづらい歩道が市内に多くあるため、整備の必要がある。

⇒議員 貴重なご意見として承る。

○道路のでこぼこがあると怖い。職員が市内を見回っているようだが、対策をお願いした  
い。

⇒議員 危険な箇所はすぐに補修することとなっている。職員が巡回パトロールを行って  
はいるものの、市内全域まではなかなか行き届かないので、発見した場合には、市  
に連絡をいただきたい。

○市内の道路は、アスファルトがでこぼこで、バリアフリー化も進んでいない。議員自身  
が自転車や車椅子に実際に乗って現況を確認してほしい。

○JR四日市駅周辺は夜間暗くて歩くのが怖いという意見を聞いたことがある。また、諏  
訪公園や鶴の森公園のトイレには鏡がなく、不便である。実際に現場を確認してほしい。

⇒議員 高齢化に伴い、買い物場所や医療機関が集まり生活しやすい中心市街地の駅周辺  
に人が集まる傾向が全国的にある。市民が暮らしやすいまちづくりのために、様々  
なご意見を踏まえ、現場を実際に見た上で必要な対策がとられるよう取り組みたい。

○下水道工事の後に埋め戻した道路がでこぼこしており、特に雨の日は危険である。

⇒議員 なるべく下水道工事を道路工事と同時に行うように努めてはいると思うが、より  
工事の一体化が進むような施策の検討に努めていきたい。

○道路に電柱があるため、道路幅が非常に狭く通行しづらい。海外をはじめ国内の他都市でも無電柱化が進んでいるところもあり、景観の向上のためにも、無電柱化の推進に向けて議会から意見してほしい。

○適正に管理されていない歩道の花壇や剪定の仕方がひどく見栄えが悪い街路樹は不要であり、そのスペースに無電柱化のための機器を置くことができる。

⇒議員 無電柱化のための施工費用を誰が負担するのか、また、必要な機器（トランス等）設置のための歩道幅を確保できるかという物理的な問題の大きく2つの課題がある。現在本市で無電柱化を計画している箇所はないが、行政としてどこまでの予算をかけて無電柱化を推進していくかについては議論が必要である。市内で一斉に無電柱化を進めることは難しく、整備すべき特別な理由があつたり、優先順位を決めて予算を費やしていくとの市民の理解が得られるのであれば、議会からも提案していきたい。

⇒議員 無電柱化によるメリットがある反面、将来への維持管理コストの増加や、地域住民から通り抜け道路となることを懸念する意見もあり、様々な見方があつて難しい問題である。

⇒議員 無電柱化の推進に関する法律が今月制定されたため、今後、国が予算を付けて無電柱化に向けた研究開発が進んでいくと考える。

○無電柱化工事には多くの予算が必要である。防災の観点から、市費だけでなく電力会社からも拠出をお願いし、毎年度予算を積立てて計画的に進めてはどうか。下水道工事で道路を掘り起こす際に無電柱化工事ができれば、費用が安く済むのではないか。

⇒議員 税金の使い方に係る優先順位の問題であり、民間の電力会社には社内事情もあるため、本市だけに費用負担をしてもらうことは難しい面がある。また、無電柱化が進む諸外国とは施工方法や状況も異なっており、下水道工事等の公共事業と同時に民間が工事を行っていくことは技術的にも難しいと考える。

⇒議員 無電柱化が進まないことには様々な要因があり難しい面があるが、今後の課題として担当部局に伝えたい。

○街路樹を撤去して剪定が不要になれば、浮いた予算で堤防や道路沿いの草刈りが徹底で

きる。

○渋滞解消のための右折専用車線の整備を促進してほしい。道路幅が狭く整備できない交差点については、右折禁止措置を検討してほしい。

⇒議員 貴重なご意見として承る。

○赤堀山城線では、阿倉川西富田線が突き当たる丁字路で交通渋滞が発生しており、改善してほしい。

⇒議員 阿倉川西富田線の交差点南側への直進化により、十字路となる交差点改良工事が計画されている。

○路上喫煙の禁止に向けた取り組みは非常にうれしいが、禁止区域の範囲が狭いと考える。

「きれいなまち四日市」をアピールするためにも、中心市街地での範囲を広げるとともに、富田駅周辺などにも区域を広げて行ってほしい。

⇒議員 罰則規定を設けた実効性のある条例とするために、まずは第一歩として現在の区域でスタートしている。現在の取り組みが市民に浸透し、市民からの理解が得られるようになれば、中心市街地での区域拡大や富田駅・塩浜駅周辺などでの運用も十分考えられるので、注視していきたい。

○対策が必要な空き家や老朽危険家屋について、市は、件数を把握しているのか。

⇒議員 空き家等の適正管理に関する条例の制定によって、条例に基づいた助言・指導、勧告、命令、行政代執行を行うことができるようになっており、徐々にではあるものの、対策が必要な空き家等の件数が減ってきていることを担当部局から確認している。

○本日は、テーマに興味を持ち参加した。庁舎東側広場に新図書館を中心とした複合施設を建設しようとしているが、必要な蔵書数、駐車場の確保、防災機能の備えなど、全ての市民が集える 30 万人都市の図書館像についてまず協議し、構想を持って議会でも議論を進めて行ってほしい。

⇒議員 現在、中心市街地拠点施設整備基本計画策定委員会の中で新図書館構想を議論している。当委員会が直接所管する事項ではないが、今後議会に示される図書館の構想へは、議会全体として関わっていくこととなる。四日市にふさわしい図書館像、アクセスの問題、中心市街地活性化へのつながりなど、様々な視点から議会内で議論していきたい。

○現時点で、庁舎東側広場に新図書館を建設することは決定しているのか。

⇒議員 庁舎東側広場での建設の方向で検討したいという行政側の方針が示された段階であり、決定していない。

《その他》

○災害情報の発信について、SNSの活用だけではなく、高齢者に伝わりやすい手法を検討してほしい。

○他都市にある「すぐやる課」のような組織を検討してほしい。

⇒議員 貴重なご意見として今後の参考としたい。

○常任委員会のメンバーが替わる際には、次のメンバーに課題や市民からの意見を引き継がれ、実行されるよう期待している。常任委員会の委員は、翌年度も同じ委員会に一定数がメンバーとして残ってほしい。

○他都市への議員の視察について、税金が有効に使われるような視察としてほしい。

⇒議員 貴重なご意見として今後の議会運営や議員活動の参考としたい。

○桜町と足見川のメガソーラー建設計画について、多くの市民が知らない間に建設されることを危惧する。環境や住民への影響があり、生物多様性にも関わると聞くため、建設を規制する条例を検討してほしい。

○電力の買い取り価格が頭打ちの状態です事業の将来性がなく、事業者が将来存続するかどうか不透明である。設備が廃棄物となって行政の将来負担となる可能性もあるため、建設ありきではなく、十分検討してほしい。

⇒議員 現時点でメガソーラーの建設を規制する法律はないものの、全国的にメガソーラ

一が増える中、山梨県では、法律の枠組みの中で、自然環境保全条例において一定の基準等を定めている。また、三重県においても、環境影響評価条例の中で一定の環境影響評価手続き等を行うように定めており、2つの建設計画については、現在、事業者による説明会の開催や市からの意見書の送付など条例に基づいた手続きが行われている。

⇒議員 貴重なご意見として承る。